

法律無視！税滞納者への過酷な取り立て

2018年10月13日(土)
日本共産党・板倉真也

4年ほど前から「税金滞納を理由に給料を全額差し押さえられた」「借金をして税金を納めると市役所から言われた」などの相談が増えるようになった。自営業者のなかには、仕入れに必要なお金や仕事に必要な設備、自動車まで差し押さえられたケースが全国で起きている。いまや、過酷な取り立ては社会問題になっている。

小金井市の税滞納者への処分状況

2014年度から制度がスタート

滞納処分の執行状況／

2014年度から自動車や電化製品が加わった

年度	区分	滞納繰越 件数	差押え件数					参加差押え件数		交付要 求件数	納税猶予件数		
			不動産	動産	債権 ※	無体 財産権	計	不動産	計		徴収猶予	換価猶予	計
2014	市 税	5,531	26	8	373	4	411	9	9	48	0	7	7
	国保税	4,464	13	0	163	1	177	5	5	26	0	0	0
2015	市 税	4,695	44	7	458	1	510	25	25	37	0	2	2
	国保税	3,625	24	5	298	1	328	10	10	16	0	3	3
2016	市 税	4,220	40	5	715	0	760	9	9	38	0	2	2
	国保税	3,131	22	3	503	0	528	7	7	18	0	2	2
2017	市 税	3,482	14	1	609	0	624	7	7	21	0	0	0
	国保税	2,700	11	1	536	0	548	5	5	8	0	0	0

市 税＝①市民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④市たばこ税 ⑤都市計画税

国保税＝①国民健康保険税

差押え「債権」の種別内訳件数／

小金井市からの依頼にもとづき、給与支払者が差し押さえる(差押え禁止額を控除)

小金井市からの依頼にもとづき、日本年金機構が差し押さえる

(差押え禁止額を控除)

年度	区分	預貯金	生命保険	給与	年金	その他	計
2014	市 税	191	82	28	6	66	373
	国保税	114	41	6	2	0	163
2015	市 税	152	75	171	24	36	458
	国保税	104	64	89	17	24	298
2016	市 税	270	84	267	20	74	715
	国保税	159	79	185	16	64	503
2017	市 税	332	32	187	14	44	609
	国保税	263	25	178	19	51	536

児童手当、雇用保険給付などの
差押え禁止債権は含まれていない

滞納処分の流れ

納期限を過ぎる



督促状を発送



催告書を発行



財産調査



財産の差押え



▷税金の納付期限が過ぎても納付されない場合、納付を促す「督促状」を発送する。国保税の場合は納付期限から20日以内に発送される。国税の場合は納付期限から50日以内。

それでも納付されない場合は、催促するための「催告書」を発行する。

滞納税金が完納されない場合、督促状発行日から数えて12日目以降に差押えが可能となる。

▷徴収職員は、差押えを行なうために滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において「質問」したり、その人の財産に関する帳簿書類などを「検査」することができる。また、差押えをするために必要がある場合は、滞納者の住居・事務所・営業所等において、金庫・たんす・かばん等を「搜索」し、相手方が応じないときや不在のときには自ら開扉することができる。ただし「搜索」には必ず立会人を置かなければならない。

▷質問・検査に対して正当な理由なく答弁せず、または偽りの陳述をした者、検査を拒否し、忌避しまたは虚偽の記載をした帳簿書類を提示した者に対しては、罰則(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)が定められている。

換価
↓
配当

▷預貯金・現金・給与等を差し押さえても滞納額に達しない場合には、自動車・バイク・電化製品などの現物を、場合によっては土地・建物の不動産を差し押さえる。差し押さえた現物は滞納税金に充てるために「公売」にかける。最高値を付けた人に売却する。小金井市は2017年度後半からインターネット公売を導入した。「換価」とは、不動産や現物を売却して現金に換える手続きのこと。

▷差し押さえや取り立て、公売によって得られた現金を滞納税金に充てることを「配当」という。

なぜ過酷な取り立てになったのか

過酷な取り立ては小金井市だけで起きているわけではない。納税者の悲鳴は全国で聞かれ、自殺に追い込まれる人も出ている。背景には、景気の長期低迷や非正規雇用の増、年金生活者の増などで税収の増が見込めないこと、にもかかわらず大型開発事業がすすめられ、そのための財源確保が迫られていることにある。

東京都が各自治体に取り立て方法を伝授

東京都が税務担当職員を各自治体に派遣し、税金の取り立て方法を伝授。合わせて、各自治体は税金を徴収する部門を強化し、税収増へ向けて突き進むこととなった。そのことは、この間の数値を見れば一目瞭然となっている。

小金井市の市民税・固定資産税の収入率の推移／

年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017
現年課税分	98.6	98.8	99.2	99.5	99.6	99.7
市 民 税	98.3	98.5	99.0	99.2	99.4	99.5
固定資産税	98.9	99.2	99.5	99.7	99.8	99.9
滞納繰越分	29.0	29.7	42.7	48.2	44.8	49.1
市 民 税	26.4	27.5	39.7	44.2	42.4	46.9
固定資産税	34.9	34.4	50.1	59.0	53.8	58.1
合 計	95.4	95.8	97.1	98.1	98.6	99.1

小金井市の取り組み
◎2014年9月1日～10月31日、東京都主税局職員2人が小金井市に張り付き、徴収方法を伝授。
◎2015年8月から徴収部門を強化するために、市税と国保税の徴収窓口を1本化(税・保統合)。

★2014年度以降、収入率が「現年課税分」「滞納繰越分」とともに上昇している。

★国保税では、値上げが繰り返されたにもかかわらず、収入率が上昇している。

小金井市の国民健康保険税の収入状況の推移／

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
2012	3,201,100,439円	2,352,773,448円	66,737,230円	784,813,961円	73.4
2013	3,293,520,361円	2,436,760,331円	63,563,405円	795,597,225円	73.9
2014	3,535,048,246円	2,765,028,095円	53,830,527円	719,517,627円	78.1
2015	3,438,415,627円	2,852,735,069円	16,477,175円	573,989,407円	82.8
2016	3,205,674,907円	2,738,658,245円	22,820,776円	447,547,492円	85.3
2017	2,960,544,979円	2,649,021,860円	31,237,214円	283,415,505円	89.4

国保税を平均20.37%値上げ

国保税を被保険者1人あたり1万円値上げ

東京都が法律無視の取り立て手法を伝授

2014年9月に小金井市にやってきた東京都主税局の職員は、小金井市の徴収部門担当者にどのような指導をしたのであろうか。

最初は正攻法で／

税金の滞納が起きた場合は、まずは「督促状」を送付。それでも納税がされない場合は「催告書」を送付。しかし、それでも納税されない場合は「財産調査」。ここまでは「正攻法」。

次は過酷な取り立てに／

電話をしてもつながらず、自宅に行っても会えない、加えて滞納が長期におよぶ場合は「悪質」と判断。事前通告なしに、いきなり給与・年金等を差し押さえる。小金井市は「差押え禁止額を控除している」と説明するが、「給料を全額差し押さえられた」と共産党市議団に相談に来られた市民は語る。

10万円＋4.5万円×家族人数×差押え日から給料支給日までの日割り
(国税徴収法76条1項)

全額差押えする理由／

全額差し押さえされると生活できなくなることから、それまで連絡がとれなかった滞納者は市役所にやってくる——それが最大の目的。

市役所にやってきたら、滞納額をどのように納めるかを膝を交えて交渉。「交渉」とは言っても、市役所が差押え権限を持っていることから、滞納者の立場は弱い。職員の求める方向で渋々応じるしかなくなる。そこではどんなやりとりがされているのか。

▷月々の給料額をどのように使うかを決めさせられる。 ※「決める」のではなく「決めさせられる」

〔例〕 滞納税金支払いに※※※円、家賃・水光熱費に※※※円、携帯電話料金に※※※円、食費等に※※※円、嗜好品に※※※円。

▷優先されるのは「滞納税金の支払い」。もっとも軽視されるのはタバコやお酒などの「嗜好品」。「タバコをやめろ」「飲む回数や量を減らせ」となる。「食費」や「携帯電話料金」の額は切り縮められる。借金がある場合は、相手が個人の場合は、返済延期を相手に求めるよう指導される。相手がサラ金などの高金利の場合は、金利の安いところから借りて返済するよう指導される。場合によっては身内から借りるよう指導される。つまり、日常生活ががんじがらめにされる。

▷このように、月々の「滞納税金返済計画書」を市役所側の指示のもとに書き上げた時点で、全額差し押さえた給料等から、次の給料が入るまでの間の小金井市が必要と認めた額が返金される。もし「滞納税金返済計画書」どおりに納税されなければ、また全額差し押えとなり、いっそう厳しい指導となる。

■年々上昇する小金井市の市税・国保税の収納率(徴収率)

10月の小金井市議会決算特別委員会に提出された資料を見ると、小金井市の納税課がいかに厳しい取り立てを行なっているかがわかる。市税・国保税ともに、前年度以上の収納率(徴収率)を確保、三多摩平均を市税は2014年度から上回り、国保税も2015年度から上回っている。

小金井市の市税・国保税収納率(徴収率)の三多摩26市における順位／

	2013年度			2014年度			2015年度			2016年度			2017年度		
	収納率	前年比	順位	収納率	前年比	順位	収納率	前年比	順位	収納率	前年比	順位	収納率	前年比	順位
市税	95.8%	+0.3%	21位	97.1%	+1.3%	13位	98.1%	+1.0%	6位	98.6%	+0.5%	4位	99.1%	+0.5%	3位
国保税	74.0%	+0.5%	18位	78.2%	+4.2%	11位	83.0%	+4.8%	7位	85.4%	+2.4%	7位	89.5%	+4.1%	6位

三多摩26市平均の市税・国保税収納率(徴収率)の推移／

	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
	収納率	前年比	収納率	前年比	収納率	前年比	収納率	前年比	収納率	前年比
市 税	96.4%	+0.6%	97.0%	+0.6%	97.5%	+0.5%	97.8%	+0.3%	98.2%	+0.3%
国保税	76.7%	+2.1%	78.8%	+2.2%	80.9%	+2.1%	82.6%	+1.7%	84.0%	+1.4%

三多摩の各市でも
厳しい取り立てが
年々、続いている
ことがわかる。

税金滞納者は「悪者」なのか／

市の対応の在り方を見ると、税金滞納者は「悪者」との見方が見え隠れする。たしかに、意図的に納めずに雲隠れする人もなかにはいる。苦しい生活や営業を強いられつつも、なんとか税金を納め続けている人も多い。しかし、給料や売り上げが増えないにもかかわらず、税金や社会保険料が毎年のようにアップし、年金にいたっては年々削られてきているなかで、それまでなんとか暮らしてきたのに、ついに税金や社会保険料の支払いが滞るようになってしまうことを、“自己責任” “滞納するほうが悪い” で片づけてしまっているのだから。払えずに困っている人の気持ちに寄り添った行政運営が求められているのではないだろうか。

■国税徴収法を無視

このような税金取り立て手法が東京都のみならず、全国で横行している。国や都道府県が、各自治体にやり方を伝授しているからにはかならない。

法律はどうなっているのか。小金井市は私の質問に対して「国税徴収法の63条では全額差し押さえることが明記されている」と答弁。「最高裁判例もある。専門書の解説にもとづいて対応している」とも述べている（2018年3月16日・予算委員会）。

〔国税徴収法〕

では、国税徴収法ではどのように明記しているのか。

市が引用した国税徴収法63条ではたしかに「債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえないといけない」となっている。しかし、76条の「給与の差押禁止」では「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。))については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることができない」とうたい、差し押さえることができない金額は、最低生活費相当額(現在は、10万円+4.5万円×家族人数×差押え日から給料支給日までの日割り)としている。

次の77条では「社会保険制度に基づく給付の差押禁止」をうたい、78条では「条件付差押禁止財産」を規定していることから見ると、国税徴収法の条文構成は、63条で「差し押さえないといけない」と原則を明記しつつも、あとにくる条文で例外を設け、この場合は「差し押さえることができない」、この場合は差し押さえる場合でも「条件付き」としている。つまり、小金井市が根拠にしている国税徴収法63条は「原則」にすぎず、給与や年金の場合は最低生活費相当額は手を付けてはならないこと、社会保険制度による現金給付額は差し押さえてはならないことを、順序立ててうたっている。

このことを指摘した2018年3月16日の予算特別委員会での納税課長(当時)は、「最高裁判例もある」「専門書の解説にもとづいて対応している」と答弁した。しかし裁判では、小金井市が行なっているような全額差し押えを「合法」とした判例もあれば、「違法」とした判例もあり、法曹界の見解は固まっていない。また、小金井市が紹介した「専門書」とは「滞納整理事務の手引」という書

|||||